令和５年１０月１０日

山口県市長会　会長　国　井　益　雄　様

山口県社会福祉法人経営者協議会
会　　長　　内　田　　芳　明

人口減少、少子高齢化の進行等による社会構造の変化、地域社会の変容等、社会福祉法人を取り巻く環境は大きく変化しています。そうした変化に適切に対応するためには、良質な福祉サービスの安定的・継続的な提供にとどまらず、地域に潜在する幅広い福祉ニーズの支援に取り組むことが重要です。

こうした社会福祉法人の使命と役割を果たすためには、なお一層の法人経営基盤の強化、福祉人材の確保・定着・育成のための処遇改善及び資質向上を図ることが必要となります。

ついては、下記の事項について特段の御配慮をお願いします。

記

１　物価高騰への支援の拡充について

各社会福祉施設においては、ここ数年の新型コロナウイルスへの対応のための様々な負担に加え、このたびの物価高騰が経営に大きな影響を及ぼしています。

物価高騰が長期化すれば、社会福祉施設の運営はさらなる打撃を受けることとなり、社会福祉法人としての使命と役割を果たしていくことが困難となる恐れがあります。

ついては、介護報酬等の社会福祉施設の運営に係る各種公的価格に物価高騰の影響を適切に反映させることが必要であり、物価高騰等が社会福祉施設の運営に影響を生じさせないための報酬改定や国庫補助金の基準単価等の見直しについて、国に働きかけられるよう要望します。

２　実効性のある物価高騰対策をしていただきたい

各福祉施設において、物価高騰（とくに電気代）が経営に大きな影響を及ぼしています。老人福祉施設の運営財源は介護報酬や措置費などの公的価格であり、物価上昇分を利用者に転化できる仕組みではありません。たとえば、水道光熱費は、当法人の定員 100 名の特別養護老人ホーム（＋ショートステイ 20 床）において、令和 4 年度 2,900 万円（令和 3 年度 2,300 万円、令和 2 年度 1,900 万円）であり、令和 2 年度と比較すると 1,000 万円増 150%以上となっています。これに対して昨年度は山口県の補助金 55 万円であり増加分の 1 か月分にも満たない状況です。市として実効性のある物価高騰への支援をしていただきたい。

３　新型コロナウイルスワクチン接種に係る今後の取組について

平時から福祉施設・事業所では、感染症対策を徹底的に行っており、必要経費も嵩んできています。こうした状況を踏まえ、事業継続するための制度、支援体制の構築を引き続き要望します。

また、クラスターの発生につながる福祉施設・事業所の利用者及び職員へのワクチンの優先接種については、今後も引き続き戦略的かつ計画的なワクチンの確保を行い、希望する者のワクチン接種が円滑に図られるよう要望します。

4　福祉避難所の運営に対する支援

災害時に社会福祉法人・福祉施設は、その専門的機能や設備を生かして、地域の要配慮者等を受け入れる役割があり、多くの社会福祉法人・福祉施設では、福祉避難所の指定を受けています。

近年発生している大規模災害においては、福祉避難所の運営において、要配慮者への相談支援や介護、生活環境の改善等の専門的な支援をはじめ、様々な福祉ニーズに対応するための体制や環境整備が必要となっています。

こうした福祉避難所の運営は、通常業務に加えて対応していることから、利用者及び避難された要配慮者の支援が適切に行えるよう、必要な人的支援体制や財政支援を図られるよう要望します。

5　災害時の社会福祉法人・福祉施設の事業継続・再開に向けた取組支援

社会福祉法人・福祉施設では、利用者の生命を守るため、災害時においても事業継続計画の策定を進めています。また、地域住民の避難所や要配慮者の福祉避難所となっている社会福祉法人・福祉施設も多くあり、地域の福祉拠点としての役割を果たすべく取組を進めています。

社会福祉法人・福祉施設が災害時においても円滑に事業継続・再開を図れるよう、事業継続計画の策定や具体的な訓練に対して、行政の関与や研修の実施、必要な財政支援を図られるよう要望します。

6　各市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会等による地域における公益的な取組の促進について

本会では、すべての市町で、市町社協と管内の社会福祉法人が相互に連携・協働した地域における公益的な取組の実施をめざし、市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会等の設置を図っています。

このように、複数の社会福祉法人が力を合わせて、制度の狭間にある多様な生活・福祉課題に取り組むことで、単独の社会福祉法人では対応しにくい課題にも向き合うことができる等、地域共生社会の実現に向けてより効果的な取組が期待されています。

ついては、市町で策定される「地域福祉計画」では、社会福祉法人地域公益活動推進協議等、社会福祉法人の代表者を参加させていただくとともに、計画に地域における公益的な取組を位置付けていただきますよう要望します。

また、現在、１２市町（下関市、宇部市、山口市、萩市、下松市、岩国市、光市、長門市、美祢市、周南市、防府市、田布施町）で市町社会福祉法人地域公益活動推進協議会が設置されております。

設置市町においては、こうした取組に対する県民への理解促進のための広報活動への支援、協議会に参加していない法人への指導監査等での参加呼びかけへの協力をいただきますよう要望します。

未設置市町においては、協議会の設置や複数の社会福祉法人の連携・協働に向けた取組に対する助言等の支援をいただきますよう要望します。

7　福祉人材確保・育成・定着のための施策の拡充

福祉現場では、福祉人材の確保・育成・定着が切実な課題となっており、慢性的な人手不足により過重な勤務を余儀なくされる職員は、疲弊し、体力的、精神的な余裕を失っています。

福祉人材の確保では、幅広い人材の参入促進による福祉人材の量的確保を要望します。また、福祉人材の育成・定着では、職員の研修受講における代替職員の派遣体制の整備や、職員の資質向上のための研修費用の助成について要望します。

8　福祉人材確保の道筋について

あらゆる福祉人材の確保が困難になります。たとえば第 8 期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき，山口県が推計した介護職員の必要数から、2025 年には 2,420 人、2040 年度には 2,707 人新たに確保する必要があるという推計値が示されておりますが、ここには今いる介護職員の定年退職などによる減少は考慮されておらず、2,707 人どころかその倍以上の新たな介護人材を確保する必要があると考えます。このことについて、それぞれの市町において、働きやすい職場づくりや働きがいのある職場づくり、処遇改善による福祉現場で働くことの魅力向上の具体的取り組みなど、福祉人材確保の道筋をお示しいただきたい。

9　福祉人材の確保におけるハローワークなどの機能強化について

福祉人材を確保するため、やむなく有料職業紹介事業者に頼らざるを得ない状況があるなか、高い手数料が求められることや、転職勧奨やお祝い金目当ての早期離職の問題が指摘されており、優良事業者の認定制度や指針の改正が行われているが十分機能している状況ではありません。有料職業紹介事業者に頼らなくても福祉人材が確保できるよう、福祉専用窓口の設置などすべてのハローワークや福祉人材センターなどにおける福祉人材確保の機能をさらに強化していただきますよう要望します。

10　福祉の職場や仕事に対する理解促進に向けた広報の推進等

福祉人材確保のためには、福祉の仕事に対する社会全体の理解が重要です。

特に、次世代を担う若年層（小中学生・高校生等）に対する福祉の仕事の意義や重要性の理解促進、職業選択につながる働きかけが望まれます。社会福祉法人においても、小中学生・高校生を対象とした出前授業等の活動を行っているところですが、福祉行政と教育行政及び福祉関係者等、地域の多様な関係者の連携による取組のための広報活動を要望します。

11　外国人人材の受入れ体制の充実

高齢化が進み、特に介護分野における人材が不足しているため、外国人人材を積極的に活用しているところですが、昨年来から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により入国受入れが中止または延期となっております。その上、介護現場では、職員の採用が思うように進んでおりません。

社会福祉法人・福祉施設における外国人人材の具体的な受入れに向けては、各制度の趣旨を深めていくと同時に、受入れに係る費用面における社会福祉法人・福祉施設への支援拡充を要望します。

さらに、受入れた外国人人材については、本県において安心して生活、就業できるようできるよう相談体制等のフォローアップの充実を図られるよう要望します。

12　生活困窮者支援の充実について

養護老人ホーム及び救護施設は、低所得者（生活保護者等）、障害者、要介護者など、在宅での暮らしが困難な方を対象とした措置施設です。最近では、アルコール依存症や薬物依存症の方、矯正施設退所者、ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）被害者、多重債務者やホームレス等、各福祉制度の狭間にある方、緊急性のある方のセーフティネットとして機能しています。さらには、新型コロナウイルス感染症による雇止め等の生活苦や一時的に住居を失った国民に対して、地域移行のノウハウを持つ救護施設の伴走型支援は、セーフティネットとしての施設機能をさらに有効活用できるものと思われます。

こうした機能をより一層発揮するべく、既存の社会福祉施設である養護老人ホーム、救護施設の活用に向け、適切な入所措置を実施していただくよう要望します。

13　福祉サービス第三者評価事業の受審促進

福祉サービス第三者評価事業について、全種別での受審促進が図られるよう、高齢、障害施設についても受審料の補助制度の創設を国に働きかけられるよう要望します。

さらに福祉サービス第三者評価事業の受審促進のため、関係部署が連携し、積極的な広報啓発をお願いします。